

議案第 5 4 号

小田原市立幼保連携型認定こども園条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、小田原市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 1 8 年法律第 7 7 号。以下「認定こども園法」という。）第 1 2 条の規定に基づき、認定こども園法第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園として、小田原市立幼保連携型認定こども園（以下「こども園」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 3 条 こども園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
小田原市立たちばなこども園	小田原市小船 1 7 4 番地の 1

(入園の資格)

第 4 条 こども園に入園することができる者は、認定こども園法第 2 条第 1 項に規定する子どものうち満 3 歳以上の者及び満 3 歳未満の保育を必要とする者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 2 0 条第 1 項の認定（以下この号において「認定」という。）を受けた保護者の当該認定に係る子ども（同法第 1 9 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定を受けた保護者の当該認定に係る子どもである場合にあっては、こども園に入園する年度の初日の前日において満 3 歳以上である者に限る。）

(2) 前号に掲げる者のほか、市長が特に入園の必要があると認める者

(入園の制限)

第 5 条 市長は、次に掲げる場合には、こども園への入園を拒むことができる。

(1) 疾病その他の事情により、他の者に悪影響を及ぼすおそれがあるとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、市長が入園を不相当と認めたとき。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 こども園への入園のため必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(小田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正)

- 3 小田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例(平成27年小田原市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とする。

第6条第1項中「及び市立幼稚園」を「、市立幼稚園及び市立認定こども園」に改め、同条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(市立認定こども園の保育料)

第6条 市長は、小田原市立幼保連携型認定こども園条例(令和7年小田原市条例第 号)第3条に規定するこども園(以下「市立認定こども園」という。)の利用者から、第3条第1号の規定に基づき市長が決定した額の保育料を徴収する。

令和 7 年 6 月 6 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

(理由)

小田原市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関し必要な事項を定めるため提案するものであります。